

鳥取県地域づくり研修企画助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）が交付する鳥取県地域づくり研修企画助成金（以下「本助成金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本助成金は、県内の地域づくり活動を促進させることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 センターは、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「助成事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本助成金を交付する。

2 本助成金の額は、助成事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）の額から助成事業に係る収入（本助成金を除く。）の額を控除した額（千円未満の端数は切り捨てた額とし、50千円を限度とする。）以下とする。

(助成金の交付の申請)

第4条 本助成金の交付の申請（以下「交付申請」という。）をする者は、様式第1号又は2号による申請書に次に掲げる書類を添えて、センターに提出しなければならない。

(1) 対象事業に係る事業計画書（様式第3号）

(2) 対象事業に係る収支予算書（様式第4号）

2 本助成金の交付申請は、センターが別に定める日までに行わなければならない。

(審査)

第5条 審査は、審査会において行う。

2 審査方法については、センターが別に定めるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本助成金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた後、審査会を開催した日から20日以内に行うものとする。

2 本助成金の交付決定通知は、様式第5号によるものとする。

(交付決定の通知)

第7条 センターは、交付決定をしたときは、交付申請をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 交付決定の内容

(2) 助成金等の交付の条件

(承認を要する変更)

第8条 助成対象団体は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。

(1) 本助成金の増額を伴う場合

(2) 助成事業の目的、内容、効果に変更をもたらす変更

- 2 前項の規定は、助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合について準用する。
- 3 変更等の承認を受けようとする助成対象団体は、様式第6号をセンターに提出しなければならない。
- 4 変更の承認は、原則として、変更承認申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

(実績報告の手続き等)

第9条 助成対象団体は、助成事業がすべて完了または助成事業を中止若しくは廃止した場合になっては、様式第7号を、助成事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日または交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のうちいずれか早い日までにセンターに提出しなければならない。

2 前項の報告書に添付すべき書類は、それぞれ様式第8号及び9号に加え、領収証等証拠書類の写しとする。

(助成金の額の確定)

第10条 センターは、前条第1項の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、対象事業が決定内容等に従って遂行されていると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成対象団体に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 助成対象団体は、センターから助成金の額の確定の通知が届いた後、様式第10号により、助成金の請求を行うことができる。

(概算払)

第12条 センターは、概算払により補助金の支払をするときは、あらかじめその旨を助成対象団体に通知するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱を定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、センターが別途定める。

(別表)

第1欄 (助成事業)	第2欄 (助成対象団体)	第3欄 (助成対象経費)
(1) 自主的・主体的な地域づくりのために講師を招聘して開催する研修会及び講演会	県内に所在し、センターに登録している地域づくり団体及び募集期間内に地域づくり団体登録を完了する団体	助成対象団体が助成対象事業を実施するために要する謝金及び旅費（センターの規程に基づき算出した額以下とする）
(2) 県内の地域づくり活動の促進に資する、県内外の先進的な取り組みを行っている地域及び団体の視察等		実際に助成事業に要する旅費（「センターの規程」に基づき算出した額以下とする）

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年5月10日から施行する。